# ※風俗営業所管理者講習の実施



シンボルマーク

○　根拠規定、受講通知等

風俗営業所の管理者に対する講習は、風営適正化法第２４条第６項の規定に基づき実施しており、風俗営業者等は、３年に１回、管理者に定期講習を受講させなければなりません。

令和8年度は、社交飲食店営業、特定遊興飲食店営業等の管理者が対象となります。

受講日の約１ヶ月前に、管理者講習通知書を送付します。

通知書を受けた営業者（法人代表者）の方は、必ず、管理者に受講させてください。

○　講習会に持参する物

- 管理者講習通知書
- 風俗営業管理者証
- 管理者講習申込書（予め管理者氏名、住所、連絡先の記載をお願いします。）
- 講習受講料納付済証（京都府手数料２６００円分）

（同封の京都府公金納付書により、あらかじめ、金融機関、コンビニ等でお支払い下さい。）

- 筆記用具

○　講習を受ける際の注意事項等

- 代理人の受講は認められません。

※ 管理者を変更している場合は、変更手続きが必要です。直ちに管轄の警察署に届け出て下さい。

- 営業者は、やむを得ない理由で当該管理者に受講させることができないときは、その理由、管理者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地を記載した書面を講習日の１０日前までに営業所の所在地を管轄する警察署生活安全係に提出してください。
- 正当な理由なく受講させないときは、行政処分を受けることがあります。
- 風俗営業を廃業している方は、管轄警察署生活安全係を通じて、速やかに許可証返納（廃業）の手続きをしてください。

# 令和8年度管理者講習日程

| 月　日 | 時　　間 | 講　習　種　別 | 講　　習　　場　　所 | 管轄警察署 | 受講対象 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6月16日<br>（火） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定 期 講 習 | 舞鶴西公民館 | 舞　鶴<br>綾　部 | 社交飲食店 |
| 6月19日<br>（金） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定 期 講 習 | みやづ歴史の館(中央公民館) | 福 知 山<br>宮　津<br>京 丹 後 | 社交飲食店 |
| 6月26日<br>（金） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 東　山 | 社交飲食店 |
| 7月8日<br>（水） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 東　山 | 社交飲食店 |
| 8月20日<br>（木） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 東　山 | 社交飲食店 |
| 8月27日<br>（木） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 東　山 | 社交飲食店 |
| 9月4日<br>（金） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 東　山 | 社交飲食店 |
| 9月15日<br>（火） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 東　山 | 社交飲食店 |
| 9月25日<br>（金） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 東　山 | 社交飲食店 |
| 10月6日<br>（火） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 東　山<br>中　京 | 社交飲食店 |
| 10月9日<br>（金） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 中　京<br>下　京<br>上　京<br>左　京<br>伏　見 | 社交飲食店 |
| 10月27日<br>（火） | 午後1時30分から<br>おおむね4時間 | 定期講習 | 京都市大学のまち交流センター<br>(キャンパスプラザ京都） | 山　科<br>右　京<br>南<br>北<br>西　京<br>向 日 町<br>宇　治 | 社交飲食店 |
| 11月27日<br>（金） | 午後1時30分から<br>おおむね４時間 | 定 期 講 習 | 京都市大学のまち交流センター<br>（キャンパスプラザ京都） | 城　陽<br>田　辺<br>木　津<br>亀　岡 | 社交飲食店 |
| | | | | 東　山<br>中　京<br>下　京 | 特遊興 |
| 1月下旬 | 未　　定 | 定 期 講 習 | 未　　定 | 新規・未受講者対象 | |
| 3月上旬 | 未　　定 | 処 分 時 講 習 | 未　　定 | 府下全署対象 | |